



佐賀県公報

平成18年
4月12日
(水曜日)
第12741号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 特定計量器の定期検査 (二八五・くらしの安全安心課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (二八六・長寿社会課) 二
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (二八七・) 三
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協同課) 四
- 基本測量の終了 (土地対策課) 四
- " " () 四
- " " () 四
- 県営脊振地区土地改良事業計画変更決定 (農地整備課) 五
- 唐津市宮宮ノ前地区土地改良事業の工事完了 () 五
- 有田町宮西有田中部地区土地改良事業の工事完了 () 五
- 県営堀切地区土地改良事業の工事完了 () 五
- 県営西平越地区土地改良事業の工事完了 () 五

○ 告 示

◎佐賀県告示第二百八十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で行うことと定める。

平成十八年四月十二日

佐賀県知事 古川 康

検査区域	対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所
佐賀市(旧佐賀市の区域に限る。)	非自動ばかり、分銅及びおもり	平成一八年六月一日(木)	一〇・〇〇から 一三・三〇まで 一五・三〇まで	佐賀市農業協同組合 嘉瀬支所 佐賀市農業協同組合 本庄支所
		平成一八年六月二日(金)	一〇・〇〇から 一三・三〇まで 一五・三〇まで	北川副公民館
		平成一八年六月五日(月)	一〇・〇〇から 一三・三〇まで 一五・三〇まで	蓮池地区共同乾燥調整施設利用組合 蓮池地区ライスセンター
		平成一八年六月六日(火)	一〇・〇〇から 一三・三〇まで 一五・三〇まで	佐賀市農業協同組合 北部営農センター
		平成一八年六月七日(水)	一〇・〇〇から 一三・三〇まで 一五・三〇まで	佐賀市農業協同組合 農機センター
		平成一八年六月八日(木)	一〇・〇〇から 一三・三〇まで 一五・三〇まで	佐賀市農業協同組合 農機センター
		平成一八年六月九日(金)	一〇・〇〇から 一三・三〇まで 一五・三〇まで	佐賀市農業協同組合 高木瀬支所
				佐賀県計量検査場

◎佐賀県告示第二百八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年四月十二日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 社会福祉法人武雄市社会福祉協議会
 所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 武雄市社会福祉協議会
 所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一
 サービスの種類 指定訪問介護
- 二 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 社会福祉法人武雄市社会福祉協議会
 所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 武雄市社会福祉協議会
 所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一
 サービスの種類 指定訪問入浴介護
- 三 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会
 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 ホームヘルプステーション「ありた」
 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

- 四 (一) 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
 サービスの種類 指定訪問介護
- (二) 指定年月日 平成十八年三月一日
- (三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会
 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 訪問入浴「ありた」
 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
 サービスの種類 指定訪問入浴介護
- 五 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会
 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 デイサービスセンター「やすらぎ」
 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
 サービスの種類 指定通所介護
- 六 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会
 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 ホームヘルプステーション「くつろぎ」
 所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十二番地四
 サービスの種類 指定訪問介護
- 七 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会

所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンター「くつろぎ」

所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十二番地四

サービスの種類 指定通所介護

八 (一) 指定年月日 平成十八年三月十日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社シャロン

所在地 福岡県福岡市西区野方一丁目二番二十五号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ホームタナカ

所在地 杵島郡大町町大字福母四百番地八

サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護

九 (一) 指定年月日 平成十八年三月二十日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社精祥

所在地 鹿児島県阿久根市脇本九千九十一番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 介護付有料老人ホームいまり

所在地 伊万里市新天町六百二十番地五

サービスの種類 指定特定施設入所者生活介護

十 (一) 指定年月日 平成十八年三月二十七日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ライフサポートNEO

所在地 神崎市神崎町大字鶴千三百二十一番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 原古賀紀水苑

所在地 鳥栖市原古賀町八百五十四番地

サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護

十一 (一) 指定年月日 平成十八年三月二十七日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団如水会

所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム「安心」なかばる

所在地 三養基郡みやき町大字原古賀百九十番地三

サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護

◎佐賀県告示第百八十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年四月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人武雄市社会福祉協議会

所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 武雄市社会福祉協議会

所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一

二 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会
 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 有田町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年5月29日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年4月12日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日

平成18年3月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人唐津環境防災推進機構KANNE

(2) 代表者の氏名 岩本 真二

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県唐津市南城内2番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、環境、防災に関する情報提供事業、環境防災に関する整備、保全、活動支援を推進することにより、市内における、地域環境、良好な生活環境を育み、継承を図るとともに、地域コミュニティーの形成と地球温暖化防止に資することを目的とする。

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成18年4月12日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 基本測量(流域自然環境調査に伴う土地利用現況調査)

2 作業期間 平成17年7月25日から平成18年3月17日まで

3 作業地域 佐賀市、鳥栖市、佐賀郡川副町、東与賀町及び大和町、神埼郡

神埼町、千代田町、三田川町、東脊振村及び脊振村並びに三養基郡基山町、上峰町及びみやき町

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成18年4月12日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 基本測量(精密測地網高精度三次元測量)

2 作業期間 平成17年10月6日から平成18年3月20日まで

3 作業地域 佐賀市、鹿島市、小城市、佐賀郡諸富町及び久保田町、杵島郡

江北町及び白石町並びに藤津郡太良町

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成18年4月12日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 基本測量(精密測地網高精度三次元測量)

2 作業期間 平成17年11月22日から平成18年3月20日まで

3 作業地域 鳥栖市及び三養基郡基山町

<p>県営土地改良事業（中山間地域総合整備）脊振地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年5月30日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。</p> <p>平成18年4月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>	<p>平成18年4月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>平成16年12月20日県営土地改良事業（ため池等整備）堀切地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。</p> <p>平成18年4月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>
<p>1 縦覧に供する書類</p> <p>県営土地改良事業（中山間地域総合整備）脊振地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間</p> <p>平成18年4月13日から平成18年5月15日まで</p> <p>3 縦覧の場所</p> <p>神崎市役所</p>	<p>平成18年3月7日県営土地改良事業（ため池等整備）西平越地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。</p> <p>平成18年4月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>
<p>唐津市長 坂井 俊之から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、唐津市営土地改良事業（さが農業農村振興整備 区画整理）宮ノ前地区の工事が平成18年1月31日完了した旨届出があった。</p> <p>平成18年4月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>有田町長職務執行者 篠原 啓一郎から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、有田町営土地改良事業（里地棚田保全整備）西有田中部地区の工事が平成18年3月8日完了した旨届出があった。</p>	

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十八年四月十二日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷